

公益社団法人 宮若・小竹シルバー人材センター
令和8年度事業計画

1. 事業概要

厚生労働省は、高齢者等職業安定対策基本方針の対象期間について、令和7年度が最終年度となることを踏まえ、令和8年度から新たな基本方針を策定され基本となるべき事項にシルバー人材センター事業の活性化等による多様な就業機会や高齢期の幅広い活躍の機会の提供等が取り組まれています。

高齢社会が着実に進展する中で、地域の高齢者が積極的に就業するとともに地域社会に参加し、高齢者一人ひとりが健康の維持・増進、仲間づくりを図ることにより地域に貢献することになります。今後も高齢者が増えることから高齢者の一層の活躍が求められています。

高齢者の生きがいや居場所づくりという点において、シルバー人材センターが担う役割はますます重要なものとなっています。

一方、人口の減少、少子高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症や高齢者の雇用確保措置に伴う雇用延長により、シルバー人材センターの会員数は依然と下げ止まっておらず、会員の拡大は最重要課題として、全国のシルバー人材センターが取り組んでいるところです。

当センターにおきましても、引き続き会員拡大を最重点課題の取組と位置づけ、会員による「一・一運動」の推進を図りながら、女性会員の拡大、退会抑制を行うとともに会員が活躍できる就業環境を整備し、会員の協力のもと新たな仲間づくりを図り、会員拡大に努めて参ります。

安全就業の推進については、会員が安心して就業ができるように、安全・適正就業対策部会では、「作業別安全基準」の見直しを図り、更なる事故防止対策の検討を図るとともに安全パトロール強化の徹底や研修会等を実施し、安全就業への意識向上並びに健康の確保に努めて参ります。

また、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」いわゆるフリーランス法の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された方針に基づき、契約方法の見直しを行い、発注者及び会員のご理解を得たうえで、就業環境の整備を行い、令和8年度から包括的契約への移行を実施して参ります。

以上、令和8年度の事業概要を申し上げましたが、以下に述べます基本方針及び実施計画実現のため、「自主・自立・共働・共助」の理念を基に会員、役職員全員が一丸となり、センターの役割を認識し、明るく活力に満ちた、魅力あるシルバー人材センターの確立に努めて参ります。

2. 基本方針

シルバー人材センターの行う事業は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第38条第1項に定められ、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時かつ短期的なものまたはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的とした事業を実施する。

- ① 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な事業に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- ② 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。
- ③ 高年齢退職者に対し臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業に必要な知識及び技能の寄与を目的とした講習を行うこと。
- ④ 前三号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業に関し業務を行うことと規定されています。
- ⑤ シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の規定に関らず厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の届け出、第1項第4号の業務としてその構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）を行う事ができると規定されています。従って、当センターはこれらの目的達成のために、定款等の規定に沿った適正な法人運営を行い、次に掲げる事業を確実に実施し、事業計画の達成に努めます。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

（1）就業開拓提供事業

① 受託事業（一般）

高齢者が就業機会を得ることにより社会参加を促し、地域社会に貢献することによって生きがいづくりと福祉の増進を図るため、高齢者にふさわしい地域社会に密着した仕事を家庭、民間事務所、公共団体等から有償で引き受け、これを会員に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うもので、センターは発注者に対して適切に仕事を完成させる業務、又は「シルバー人材センター利用契約」等に基づき、包括的契約という形式により、発注者から有償で引き受けた仕事を完成させる業務を負う会員の選定等の業務を行います。

② 独自事業

会員の働く機会をさらに広げるため、会員が独自の創意と工夫により企画し、

自ら実施することにより、地域社会に貢献し、生きがいつくりとシルバー人材センターのイメージを高める事業です。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

（１）労働者派遣事業

福岡県シルバー人材センター連合会が派遣元となり、当センター内に福岡県シルバー人材センター宮若・小竹実施事務所を置き、拠点センター会員を対象として、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る範囲内で労働者派遣事業を行うことができるようになっていきます。

この労働者派遣事業は、会員の新たな就業機会の確保と合わせて、適正就業の観点からも推進していく必要があります。

（２）職業紹介事業

当センター事務所内に福岡県シルバー人材センター宮若・小竹実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人求職を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介を行うことができるようになっていきます。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を展開するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談、助言、調査研究等（公益目的事業）

（１）普及啓発事業

シルバー人材センターの設立目的・趣旨や仕組みを広く市民・町民・企業等に周知を図り、事業実施のためのより一層に信頼と理解を得るため、社会参加活動やボランティア活動等を推進する事業です。

（２）安全・適正就業推進事業

① 安全就業対策

高齢者の就業にあたっては、加齢とともに身体能力が低下していることから、安全の確保が最優先事項となります。高齢者が「安全はすべてに優先する」という基本理念を認識し、自らの健康維持と安全の確保を図るため、安全就業基準遵守のもと、就業にあたるための意識啓発を推進する事業です。

② 適正就業の徹底

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第38条において、シルバー人材センターが高齢者に提供する就業は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な就業となっていることから、高齢者にふさわしい就業を基本に就業機会の提供を図っていく事業で指揮命令などが発生するなど紛らわしい請

負・委任による就業については適正就業ガイドラインに沿って徹底していく必要があります。

(3) 相談事業

高齢者の就業及びその他社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等を行うとともに、入会を希望する高齢者を対象とした説明会の開催を実施する事業です。

(4) 研修・講習事業

高齢者が培った経験や技能、知識にあった就業を提供することが基本となりますが高齢者の更なる就業の機会を拡大するため、就業上必要な知識・技能を付与することを目的とする事業です。

3. 実施計画

- 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

(1) 就業開拓提供等事業

① 受託事業（一般）

受託事業は、臨時的かつ短期的な就業（概ね月10日以内）又は軽易な就業（週20時間以内）を希望する会員に任意的な就業で働く場を提供します。

また、フリーランス法に伴う、包括的契約方法への移行する取組の充実を図り、会員の就業機会の円滑かつ確実な就業の場の確保に努めて参ります。

○主な就業分野

施設管理、事務所や駐車場清掃、家庭等の樹木剪定、大工作業、水道検針、市の広報誌配布、屋内外清掃、草取り、草刈り、お墓の掃除・家庭内の掃除・洗濯・食事の準備、高齢者の介助、引越しに伴う整理及び清掃

○令和8年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
210人	21,000人	98%	142,000千円

② 独自事業

会員の働く機会の拡大に繋がる事業として、会員の技能、経験や趣味を生かした事業を会員自らが企画・立案・実施し運営することで、センターのイメージを高めるなどの効果が期待されています。

会員が自ら立ち上げた小物づくりの会「かぐやひめ」が製作したリース、苔玉、クラフト作り等の展示販売や「宮若市ふるさと納税」返礼品へ出品するほか、焼き芋、農産物等をホームページやインスタグラムに掲載発信し、センターのPR

を図って参ります。

また、地域の高齢者が気軽に立ち寄れる、交流の場を企画し、サービスの提供ができる、新規事業の創出に努めて参ります。

○令和8年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
15人	250人		650千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

(1) 労働者派遣事業

県連合会が派遣元事業主となり、実施している事業であります。本事業は、センター会員を対象として、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」の範囲内で労働派遣事業を行い適正な運営に努めるとともに、引き続き人手不足分野・現役世代を支える分野での就業機会を確保し、高齢者の就業拡大を図る事業などを推進して参ります。

○主な就業分野

- ・学校への給食配送
- ・介護予防送迎
- ・保健事業送迎
- ・工場内の雑用
- ・事業所の屋内清掃
- ・企業の除草整備 など

○令和8年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	契約金額
30人	2,500人	14%	16,500千円

(2) 職業紹介事業

連合会の職業紹介事業の事務所として、センター事務所内に連合会宮若・小竹実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人求職を受け付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行って参ります。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を展開するための普及啓発、情報提供、研修、講習、相談・助言、調査研究等

(1) 普及啓発事業

地域の高齢者に入会促進や就業機会の確保と拡大を図るとともに、一層の信頼と理解を得ることに努めて参ります。

○主な事業内容

① 広報及び訪問活動

センターが取り組む活動内容をホームページやインスタグラムに掲載発信し、地域住民の方にセンターのPRを図る。また、市・町広報やチラシ等を配布するとともに公共機関並び企業等を表敬訪問し、就業確保や入会促進の拡大を図る啓発活動を実施して参ります。

② 会員向け情報

会員への情報提供や連絡方法等の効率化・簡素化を図るため、デジタル化を推進し、シルバー事業運営の円滑化を行って参ります。

③ 地域交流活動

地域のイベント等に積極的に参加し、センターのPRを図るとともに地域社会活動の一環として、ボランティア活動を年2回（4月、10月）実施し、地域の方々に喜ばれる活動を推進します。

④ その他の活動

フリーランス新法の趣旨を踏まえて、包括的契約の取組を行い会員が安心して就業できる環境を整備し、会員または発注者に対する説明に努め、ご理解を得るように努めて参ります。

(2) 安全・適正就業促進事業

① 安全就業対策

「安全は全てに優先する」を基本理念として認識し、自らの健康維持や安全就業の意識の向上を図り、傷害事故・賠償事故等のない安心して就業できる場を提供できるように図って参ります。

イ 安全・適正就業対策部会による、安全パトロールを毎月実施し、就業実態を把握し、指導、助言等を行います。また、夏場の就業時期には重点的に熱中症対策及び剪定や草刈作業等の転落・転倒事故または飛石事故などの事故防止の強化に努めて参ります。

ロ 安全就業基準及び作業別安全就業の心得や運転業務ガイドライン等に基づき全会員が安全就業に関する意識の向上を図る啓発を行って参ります。

ハ 就業の場に潜む危険を事前に見つけだしリスクを取り除くことで、事故、トラブルを未然に防ぐ、KYT活動（危険予知活動）を推進して参ります。

ニ 会員一人ひとりの安全就業意識の向上を図るため、安全就業促進大会を開催します。

ホ 就業前のミーティングを実施し、安全就業の点検及び緊急時の対応の強化を図ります。

ヘ 会員への健康管理に関する情報提供を行い、自ら健康の維持に努めてもらえるようお願いするとともに、健康診断等の受診の推進を行って参ります。

② 適正就業の徹底

シルバー事業の主旨である臨時的かつ短期的な就業及びその他軽易な業務

による仕事の関係法令に基づく適正な受託就業関係を確立するため、適正就業に関する規程及びガイドラインに沿った就業会員の就業実態や就業形態の点検を行い、公平な就業体制の確保や不適切な契約の未然防止に努めるとともに適しない就業については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に切り替えるなど引き続き適正な就業に努めて参ります。

（３）相談事業

① 就業相談の実施

会員及び地域の高齢者を対象に随時、来訪や電話による就業相談を行って参ります。

また、会員アンケート調査を実施し、今後のセンター運営の向上を図って参ります。

② 入会説明会の開催

入会希望者を対象に毎月１回説明会を開催するとともに必要に応じて随時、説明会を開催いたします。また、地域高齢者の入会希望を募るため、ホームページやチラシ等を配布し、周知を図って参ります。

（４）研修・講習事業

① 会員への安全就業に関する講習会（安全就業講習会、交通安全講習会、健康管理講習会等）を開催し、安全就業対策の意識向上を図って参ります。

② 会員を対象に、就業に必要な技能講習会を検討し、技能のスキルアップや後継者育成に取り組みます。

③ 地域の高齢者を対象に「物づくり体験学習」を開催し、女性会員の拡充に努めて参ります。

④ 会員、役職員及び事務局職員の資質向上を図る研修会や会合等に参加し、シルバー人材センターの目的及び運営方針を再確認し、シルバー事業に貢献して参ります。